

「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>について

株式会社大和ファンド・コンサルティング

当社は、投資運用業者(投資一任)及び投資助言業者として、投資信託・ファンド等の評価、その評価を活用した投資一任、年金運用コンサルティング、ファンド・オブ・ファンズの運用助言等を主な業務としております。したがって、個別の上場企業の株式に直接投資することではなく、議決権行使等についても投資先企業と直接対話をする機会を有しておりませんが、2014年11月に「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の趣旨に賛同し、受け入れを表明しました。2017年5月、当コードが改訂されたことを踏まえ、当社の取組方針を更新し、以下の通り公表します。

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、建設的なエンゲージメントをはじめとしたスチュワードシップ活動が中長期的に顧客のリターン向上に資するものと認識しております。一方、当社は個別上場企業の株式に直接投資することではなく、投資先企業と直接対話する機会を有してはおりません。このため、投資一任及び助言業務における投資先ファンドの資産運用会社との対話を通じて、また、アセットオーナーに対する支援を通じて間接的にスチュワードシップ責任を果たします。

2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、ヒアリング、アンケート調査等を通じて、利益相反に関する方針、ガバナンス体制についての情報を入手し、運用機関評価に活かします。一方、当社は株式に直接投資を行っていないため、議決権を行使する立場にありません。このため、スチュワードシップ活動における利益相反に関する管理方針及び当該事項に係るガバナンス体制は設けておりません。

3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、ヒアリング、アンケート調査等を通じて、運用機関における投資先企業の財務・非財務情報等の把握の状況について情報を入手し、運用機関評価に活かします。

4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、ヒアリング、アンケート調査等を通じて、運用機関における投資先企業との建設的な目的を持った対話の状況について情報を入手し、運用機関評価に活かします。

5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、ヒアリング、アンケート調査等を通じて、運用機関における議決権行使及び行使結果の公表の状況について情報を入手し、運用機関評価に活かします。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、ヒアリング、アンケート調査等を通じて、運用機関におけるスチュワードシップ責任の報告状況について情報を入手し、運用機関評価に活かします。

また、アセットオーナーが、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための活動を行う場合には、必要に応じて支援します。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社経営陣は、スチュワードシップ・コードへの対応状況を含め、運用機関に関する調査分析能力の向上に努め、投資家に対し有用な情報を提供できる体制の深化に努めます。

また、当社における各原則に対する対応状況を定期的に確認し、その概要について公表します。

以上